

令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議会議録

第22日（令和4年10月17日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第59号「令和3年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第64号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」並びに議案第66号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第68号「工事請負契約の締結について」までの議案17件及び今9月第2回会議で付託した陳情の審査結果について一括議題

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 新谷英生君 | 2番  | 形岡弘士君 |
| 3番  | 弘田条君  | 4番  | 武政健三君 |
| 5番  | 山崎誠一君 | 6番  | 吉村政朗君 |
| 7番  | 作田喜秋君 | 8番  | 岡本詠君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君  | 局長 補 佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長   | 山本 卓己 君 | 主 任    | 大住 裕紀 君 |
| 主 幹    | 北村 豊 君  |        |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

#### 出席要求による出席者

|        |         |                        |         |
|--------|---------|------------------------|---------|
| 市 長    | 泥谷 光信 君 | 会計管理者兼<br>会計課長         | 井上 美樹 君 |
| 企画財政課長 | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 |
| 危機管理課長 | 吉永 敏之 君 | 消 防 長                  | 味元 博文 君 |
| 観光商工課長 | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 |
| 教 育 長  | 岡崎 哲也 君 |                        |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議、第22日目の会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。この後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様はよろしくお願いたします。1時間ほどをめぐりに再開いたしますので、よろしくお願いたします。

午前10時04分 休 憩

午前11時25分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。午食のため、午後1時より再開いたします。

午前11時25分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第59号「令和3年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第64号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」並びに議案第66号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から

議案第68号「工事請負契約の締結について」までの議案17件及び今9月第2回会議で付託した陳情の審査結果について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、岡本 詠君。

(予算決算常任委員会委員長 岡本 詠君登壇)

○予算決算常任委員会委員長（岡本 詠君） 令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」

歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

歳出中、5款3項1目水産業総務費について。

委員から、共同加工施設脱臭装置設置工事について、臭いの原因は、硫化水素が中心とのことだったが、あの臭いがどれだけの対応をすればなくなるとか、あるいは、どの脱臭装置が最適か、臭いを数値化する、可視化する、見える化するといった臭気のアセスメント調査ができているのか。それから、専門の排水業者の説明を聞いて、この脱臭装置を設置することで本当に効果が出るのか。その効果が出なかったらどうするのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、市民課のほうで調査をしており、基準値以下となっている。脱臭装置の効果については、専門業者とも協議した上で行なっているので、効果は出ると思っている。効果が出なかった場合は、また、今後検討していく形になるとのことです。

さらに委員から、冷凍保管施設の室外機の防音工事について、下屋に振動を防止する措置をするとのことだが、施設の裏手のほうに設置をすれば民家もかなり離れているので、そういう方策は検討しなかったのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、いろいろ検討して、公平性を保つために設計士が総合的に判断して屋根の上に設置した。また、今後工事をするまでの間にいろいろ検討し、裏に置いたほうがよいということであれば検討したいと思っているとのことです。

さらに委員から、冷却装置の音は、この騒音に影響していないのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、冷却装置については特に問題はなく、空調のファンの音が一番大きく影響していると専門業者から聞いているとのことです。

同じく、歳出中、8款1項6目災害対策費について。

委員から、事業の概要について説明を求めるとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、令和3年度で土佐清水市の防災行政無線デジタル化で整備をしたところ、今まで音声のみであった伝達方法が、文字表示という形で伝達できることになり、聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方に文字表示装置をお配りしている。その中で、知らせるランプが小さくて気づきにく

いというところがあり、今回、屋内信号装置というシステムを活用し、防災無線の音声戸別受信機の音声を拾って、ランプでちかちか知らせる部分と、腕時計が振動して防災無線の放送が入っていることをお知らせし、文字表示の流れる文字を見ていただいて、内容を理解していただくというところであり、対象者は、聴覚障害者用屋内信号装置を交付できる聴覚障害２級の身体障害者手帳所有者９名に配付する予定となっているとのことであります。

次に、議案第４８号「令和４年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について」

議案第４９号「令和４年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第１号）について」

議案第５０号「令和４年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」

議案第５１号「令和４年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）について」

議案第５２号「令和４年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第１号）について」

議案第６６号「令和４年度土佐清水市一般会計補正予算（第６号）について」

議案第６７号「令和４年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第２号）について」

以上、７件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第４７号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第５３号「令和３年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第５９号「令和３年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

審査は、令和３年度歳入歳出決算書及び決算審議における事業説明書等を基本資料として、１０月１１日、１２日の２日間、市長、副市長、会計管理者、各関係課長等の出席を求めて、質疑及び意見を述べ、これに対する執行部の説明を求める方法で行いました。

一般会計については、一般会計の総額、歳入決算額１１億９,９７４万７,２１６円、歳出決算額１１億２,６１０万９,８７円、歳入歳出差引残額３億７,３６４万６,２２９円、翌年度に繰り越すべき財源６,２９０万８,０６３円を控除後の実質収支額は、３億１,０６９万５,３６６円の黒字決算となっております。

審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項については次のとおりでござい

ます。

議案第53号「令和3年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

歳出中、2款1項10目じんけん総務費について。

委員より、弁護士の無料相談事業について、令和3年度は15件あったということだが、どういった相談があったか。また場所はどこでやっているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、昨年から行っている弁護士無料相談の主な相談内容は、借金問題や家庭内でのトラブルなどが多くあった。場所は、中央公民館の2階で行なっているとのことであります。

また、別の委員から、相談者が15名となっているが、地区別では何人かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、市街地の方が多いとのことであります。

さらに委員から、非常にいい取組だと思うが、中央公民館でやるということであれば、やはり市街地のほうが集中すると思うので、できれば地区別に、旧町単位で、市民センター辺りに対応することも一つの方法かなと思う。また、これはじんけん課として、基本的には人権に関わる問題でという条件で法律相談をするわけだが、事前にどんな相談内容なのかお尋ねした時に、スクリーニングみたいなことはしていないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、まず初めに、無料相談の1か月前に広報にてお知らせをして、そのときに事前に連絡をしてもらい、内容の聞き取りを行う。その内容を弁護士にお伝えして、弁護士の抱える案件によって対応できない場合があるが、おおむね相談に応じているとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、3款2項1目児童福祉総務費について。

委員から、ファミリーサポートセンター運営事業業務委託は各家庭で預かっていただくのがメインの事業だが、主に送迎援助が9件あったとのことであり、家での預かりはなかったのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、令和3年度の援助活動数は9件となっており、全て送迎援助になっている。ただ、春休み期間中に、家での預かりを希望する申請が2件あったが、直前に祖父母の支援が可能となりキャンセルとなった事例が2件あるとのことであります。

委員から、送迎はどんなやり方なのか、詳細について質疑があり、執行部の説明によりますと、9件は自家用車で自宅まで迎えに行き、届けたい先まで送り届けるものであったとのことであります。

委員から、車はサポートしてくれる方の自家用車とのことだが、事故への対策について質疑があり、執行部の説明によりますと、ファミリーサポートセンターでは、援助活動中の事故やけがなどがあった場合の補償として保険に加入しているとのことであります。

委員から、今後の見込みについて質疑があり、執行部の説明によりますと、会員の中で、初

めて預かる、初めて預けるということに不安等があるとの声があり、昨年度末に、会員同士の交流を図るため交流会を1回実施した。また、今年度については、預ける側、預かる側が一時的に預かりを体験できるよう、1日限定2組程度、ファミリーサポートセンター内において一時的な預かりを体験できるよう計画しているとのことであります。

委員から、初年度の事業だったと思うが、利用者が9件で予算が900万円とのことだが、利用者が少ない気がする。そのあたりどのように分析をされているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、コロナの影響というのは多少なりともあったと思う。近隣の市町村でも、やはりコロナの関係で、預ける側、預かる側、両方とも不安な面が大きくキャンセルになった、もしくは預かる件数が減ったという声は聞いており、本市でも、やはり預かる、預けるといふことにちゅうちょがあったという話は聞いているとのことであります。

委員から、この事業が始まる時に、コロナ対策にもなるという話だったと思うが、コロナが原因で利用者が少ないというのも整合性の取れない話だと思う。やはり、コロナに対応するためのファミリーサポートセンターの位置づけと体制は今のところ取れないという理解でよろしいかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、コロナだから預かれないということはなく、会員の中には、コロナでも受入れは可能と言ってくれる方はいるが、マッチングが成立しない限りこのファミリーサポートの預かりというところができない部分があるので、中にはその会員本人は預かりを了承しているが、家族の方が感染する可能性があるため、援助活動を中止するよう求める声もあり、また、預ける側のほうが、周りに迷惑をかけるのではないかと、それなら自分の家庭内で子供を見るという環境をつくったほうがよいのではないかとということで、援助活動を選択しなかったと聞いているとのことであります。

委員から、会員数は、現在何人かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、現在、ファミリーサポート会員、子育ての援助を希望する方が43名、援助を行う方が20名とのことであります。

委員から、会員数が増えていない。周知が足りていないという理解でよろしいかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、本年度については、まだ全体での研修が実施できていない部分があり、増やすところにはつながっていない部分があると思う。ズーム研修等で不足していた単位を取得し、サポート会員については1名増とはなった。12月末に研修の開催を計画しており、全体で集まった研修となるため、必要単位を取得してもらい、ファミリー会員、サポート会員を増やすことにつなげたいと考えているとのことであります。

委員から、各学校、保育園等に事業の説明を行ったとのことだが、これはPTAとか保護者会は対象にしたという理解でよろしいかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、PTA総会とか保護者会の時間をいただいて、ファミリーサポートの事業説明を保護者向けにしたと

のことであります。

委員から、いい事業だと理解しているが、やはり広報のほうがりていない気がする。そのあたりを工夫していただいて、継続して、いい事業として残していつてもらいたいとの意見がありました。

委員から、900万円の業務委託料はどういう内容で使われているのか。今年の当初予算はおよそ700万円で若干減っているが、3年度は10月から3月までで900万円、4年度は4月から3月までで約700万円とのことだが、この900万円はどういったものに使ったのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、900万円の内訳は、開設準備費で200万円、職員3名分の人件費で約550万円、そのほか講師謝金と保険、消耗品、パソコン・コピー機などのリース料等で残りの分になる。今年度の700万円につきましては、開設準備費の200万円を除いた額となっているとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、5款2項2目林業振興費について。

委員から、6人が参加して、チェーンソーの技術を習得されたとのこと、その中でいろいろな意見やアイデアも出たとのことだが、どのようなものが出たのか、また、この事業は森林環境譲与税を利用できるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、地区の方からは、林道の整備をしたい、地区の山を利用して森林遊歩道をつくりたい、子供たちの遊べる場を整備したい、植樹をしたい、間伐をしたいとの意見がありました。

また、本事業は森林環境譲与税を活用した事業となっているとのことであります。

委員から、例えば、針葉樹から広葉樹へというような山の保全をしようというようなことも可能かどうかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、本事業は、未整備の森林を整備して、商売になるような山を整備しようという事業なので、そのまま広葉樹林化とか、針広混交林をつくるということに使うことはないが、保育間伐をする中で、針葉樹と広葉樹が交ざった山に誘導されるということは考えられるとのことであります。

委員から、モデル地区に選定した理由はどの質疑に対し、執行部の説明によりますと、森林環境譲与税を活用して地域の方々が取り組める事業をつくりたいという構想が令和2年度にはあった。しかし、ある程度の活動力が必要なことと、当然山も必要であり、ちょうどそのときに加久見地区が農事組合法人を立ち上げ、組織力のある地区であったことから、こちらから打診してモデル地区としてやっていただいたとのことであります。

委員から、次の地区の選定はどのように考えているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、本年度も予算を組んでおり、ホームページで公募したところ、大岐地区がやりたいということで、今、交付決定に至っている。今年も実施してみて、たくさんの地区ができるということが分れば、さらにオープンにしてやっていただきたいと考えているとのことであります。

委員から、木とともに子どもの成長を見守る事業について、よく新聞でも取り上げられた事業だと思うが、委託先はどちらかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、絵本の制作は18℃デザインという市内のデザイン会社に依頼をし、絵を書いていたのは市内の絵本作家であるひさまつまゆこさんをお願いしたとのこととあります。

委員から、この子供たちへの木育を目的とした絵本の制作で、300部で、予算が228万8,000円で、これを単純に300で割ると一部が7,600円と高額というのが素直な印象だが、そのあたりはどのように考えているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、この228万8,000円には、制作全ての一式が入っており、仮に最低ロット300部を増版するとなった場合は、シンプルに印刷代がかかるようになり、その場合は一部当たり2,300円程度となり幾分下がると思うとのこととあります。

委員から、森林情報管理システムデータ更新業務委託について内容の説明を求める質疑に対し、執行部の説明によりますと、このシステムはコンピューター上で地図と森林情報、例えば、所有者、境、どんな木が生えているといった情報を重ねて一元管理できるようになる。今般、森林経営管理制度の施行に当たり、このシステムを導入して一元管理をしているとのこととあります。

委員から、森をもりあげる担い手支援事業について、大変人気のある支援事業になっていて、購入に対しても市内の業者をとということで、非常に皆さん喜んでいる。この事業の課題として、これからは様々な角度からの支援が必要であろうということだが、どのようなことを考えているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、研修は直営でやっており、機械の補助もしている。ただ、その後の自立については本人の努力となるが、この本人の努力だけで一人前になるということが難しいという側面もあるので、技術的な支援を中心に、さらなる支援の拡大について、令和5年度の事業拡大に向けて検討しているとのこととあり、了承いたしました。

同じく、歳出中、8款1項6目災害対策費について。

委員から、防災行政無線デジタルシステム設置工事に係る防災行政無線設置後の状況について質疑があり、執行部の説明によりますと、この防災無線を設置した後、今年度に入ってから地区によっては聞こえにくい世帯があったりということもあり、区長に取りまとめていただいて、戸別受信機を設置している。逆に柱のすぐ近くの方はうるさいということもあって、地区に相談して音量を下げたりということで対応しているとのこととあり、了承いたしました。

議案第54号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第55号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第56号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」



議案第 57 号「令和 3 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について」

議案第 58 号「令和 3 年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計歳入歳出決算の  
認定について」

議案第 59 号「令和 3 年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、6 件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上の意見を付して、議案第 53 号「令和 3 年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定に  
ついて」から議案第 59 号「令和 3 年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」  
までの一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、採決の結果、全会一致により、それ  
ぞれ認定することと決定いたしました。

なお、決算審査を通じて、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や各委員から指摘  
のあった事項などについては、今後の予算編成・予算執行においても十分留意されるよう要請  
いたします。

以上、報告といたします。

○議長（細川博史君） 次に、総務文教常任委員会委員長、新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 令和 4 年土佐清水市議会第 2 回定例会 9 月第  
2 回会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

議案第 64 号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」  
執行部の説明によりますと、国家公務員法の一部改正に伴い、国家公務員の定年が引き上げら  
れるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年等の制度が設けられることに合  
わせて、本市においても関係条例を改廃するものとのことであります。

主な改正事項としましては、土佐清水市職員の定年等に関する条例において、令和 5 年度か  
ら 2 年ごとに定年年齢の引上げに関する規定の整備を行うもので、令和 13 年度に定年年齢は  
65 歳となるとのことであります。

また、役職定年に関する規定の整備として、原則 60 歳に達した管理職については、翌年  
4 月 1 日までに管理職以外の職のうち、できる限り上位の職に降任する規定を設け、必要があ  
る場合は、引き続き管理職として勤務ができる規定を整備する。また、60 歳に達した日後の  
最初の 4 月 1 日以降の給料月額を 60 歳時点の給料月額の 7 割水準とする規定の整備及び役職  
定年に伴い降任した職員の給料月額は、管理職として受けていた給料月額の 7 割水準が支給さ  
れる規定を整備するとのことであります。

定年前再任用短時間勤務制の導入は、65 歳までにフルタイムで勤務することを原則とする

中で、60歳以後、健康上や人生設計上の理由で、多様な働き方を可能とする短時間勤務の職に採用する規定を設けるもので、現行の再任用制度を廃止し、定年が段階的に引き上げられている間は、現行の再任用制度と同じ暫定再任用制度が設けられるとのことであります。

委員から、再任用の現制度の廃止、暫定再任用と短時間勤務についての質疑があり、執行部から、短時間勤務とは、フルタイムではなく週3日だけフルタイム勤務とするとか、月曜日から金曜日の間に午前だけ勤務するといったように、勤務の形態がフルタイムとは違って短い勤務になる職員とのことで、令和5年度から60歳以後の勤務について、7割水準でのフルタイム勤務または定年前再任用短時間勤務を選択することになり、令和13年度までは、定年後は暫定再任用制度での勤務が可能になるとの説明があり、了承をいたしました。

以上により、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

**○議長（細川博史君）** 次に、産業厚生常任委員会委員長、山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

**○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君）** 産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をさせていただきます。

1、議案第68号「工事請負契約の締結について」

執行部の説明によりますと、土佐清水総合運動公園体育館屋根改修工事について、令和4年9月21日に実施した指名競争入札の結果、1億7,600万円で株式会社池工務店が落札したことから、予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約となるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づいて、議会の議決を求めるものとのことであります。

委員から、指名競争入札に参加した業者数は何社か、落札率はどの質疑に対し、執行部の説明によりますと、6社を指名し、応札のあった業者は、第1回目が4社、第2回目が2社、第3回目が2社となっており、落札率は97.4%とのことであります。

委員から、一般競争入札にしなかった理由についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、毎年4月に入札方針を出している。その方針の中で指名競争入札としているので、それに基づき指名競争入札を行ったとの説明があり、了承いたしました。

2、陳情第2号「斧積地区、ウツギ新田の農地区画調査について」

本件につきましては、贈与を受けた農地所在場所が、現況と所在地の状況が著しく異なっているため、場所（農地）の確定ができない現状や農地改良事業の経緯等の諸問題について、問

題解決に向けた検討を求める内容の陳情であります。

委員から、地図を参照に、斧積地区の当該土地についての説明があり、さらに当時、圃場整備をしたとき、登記をせずにそのままになっているということであり、それを農業委員会に登記をしてくれという趣旨の相談であるとのこと、さらに斧積地区ではこの50年くらいは圃場整備したままで、全然問題なくきているとの意見が出されました。

委員から、土地改良区の中で農地改革の線引きをしてきた経過があり、当時の農業法人がどのような始末の仕方をしたかということ、それがはっきりできていればこのような問題にならなかったのではないかと思う。したがって、この件について白黒はっきりさせることを議会に求めてくること自体が違うのではないかとの意見が出されました。

委員から、議会の取り扱える問題なのかどうか調べてみるのもよいのではないかとも思うが、陳情の内容が議会になじまない、介入してもよいものか疑問に思われるとの意見が出されました。

以上の意見を踏まえ、採決の結果、賛成なしにより不採択とすることに決定いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第68号については全会一致により、原案のとおり可決、陳情第2号については賛成なしにより、不採択と決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（細川博史君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいま、10番、前田 晃君ほか1人から、議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」に対して、修正案が提出されました。

本修正案を議題といたします。

この際、提出者に説明を求めます。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君登壇）

○10番（前田 晃君） 市民のこえの前田晃です。

修正案の提案と説明をさせていただきます。

議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」に対する修正案を、地方自治法第115条の3及び土佐清水市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

提出者は、私、前田晃と岡本詠議員の2名であります。

修正案を順次説明をいたします。

予算書は1ページですけれども、令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）第1条

第1項中、追加額2億602万5,000円を1億9,464万円に、また、総額101億1,039万7,000円を100億9,901万2,000円に改めます。

歳入につきましては、予算書は4ページであります。19款繰越金予算額1億8,135万6,000円を1億6,997万1,000円に、また、1項繰越金予算額1億8,135万6,000円を1億6,997万1,000円に、そして、歳入合計101億1,039万7,000円を100億9,901万2,000円に改めます。

歳出につきましては、予算書は7ページになりますけれども、5款農林水産業費予算額7億5,283万1,000円を7億4,144万6,000円に、3項水産業費予算額1億1,888万7,000円を1億7,750万2,000円に、そして、歳出合計101億1,039万7,000円を100億9,901万2,000円に改めます。

なお、歳入歳出の目節に係る修正につきましては、関係資料として、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、お目通しをいただければと思います。

次に、提案理由を申し上げます。

まず、議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、厳しい財政状況の中、国のコロナの交付金やその他の補助金、繰越金などを財源にして、コロナワクチンの接種とともに、コロナ禍の厳しい状況にある市民生活や商業、観光業、農林水産業などの地域産業を支える配慮の見える予算編成となっていること、また、地域住民から苦情がある浦尻冷凍保管施設の騒音問題や共同加工施設の悪臭問題に対応するための防音・脱臭工事に係る予算措置がなされていることなどは一定評価できるものと考えています。

しかしながら、今お話ししました今回提案の冷凍保管施設の防音対策工事では、予算措置がされてはいるものの、騒音の原因となっている空調の室外機の設置場所を変えないまま振動対策等の防音対策工事を行うということになっており、その効果には疑問の声が上げられております。

昨年8月には、この室外機をパネルで囲う防音措置が行われておりますけれども、今年7月に市が行った防音調査では、室外機の音が騒音防止法の基準値を超える結果となっており、昨年の防音対策の効果が十分とは言えない状況にあります。住家に面した現在の設置場所での防音対策工事では解決は難しいのではないかと考えます。

ところで、この室外機を現在の場所から冷凍保管施設の裏側に移動させることを検討したのかとの本会議や委員会での質疑に対し、執行部から、いろいろ検討し、総合的に判断して設計士が屋根の上に置いた。裏に置いたほうが良いということであれば検討したいとの答弁がありました。答弁のとおり、施設裏側への設置が可能であるのなら、防音効果や近隣住民への影響等を確認した上で、室外機を冷凍保管施設の裏側に移しての防音対策に変更してはどうかでしよ

うか。そのためには、今回提案している現在の設置場所での防音対策工事で積算をした1,138万5,000円をまず全て削除し、その上で、施設の裏側に室外機を移す防音対策工事費を積算し、再提案すべきではないかと考えます。

本市は、通年議会ですので、いつでも議会は再開できることとなっております。この間の議会の論議の中では、この事業の緊急性を理由に、まず予算を通して工事内容を後で検討するという意見もありましたけれども、そういった不明瞭な予算審査や行政の対応は許されるわけありません。執行部には、原案の防音対策工事の予算に替えて、より防音効果が期待できる室外機を施設裏側に移す防音対策工事に変更をして、再度必要な経費を示していただくことをお願いしたいと思います。

目に見える予算審査を通して、補正予算が市民の暮らしに有効に活用されることを願いまして、冷凍保管施設防音対策工事費全額削除の提案の理由の説明とさせていただきます。御審議の上、皆さんの適切な決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（細川博史君） 修正案の説明は終わりました。

ただいまから、委員長報告等に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」に対する、修正案提出者の10番、前田 晃君は、委員長席に御着席願います。

議案第47号の修正案に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

10番、前田 晃君は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告等に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。この後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様はよろしくお願いたします。約30分から40分をめぐりに再開いたしますので、お願いたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

12番、永野裕夫君。

（12番 永野裕夫君登壇）

○12番（永野裕夫君） 新風会の永野裕夫です。

議案第47号、一般会計補正予算（第5号）の修正案に対して、反対の立場で討論をいたします。

そもそもこの予算計上は、昨年、市民からの請願を受け、騒音と臭気問題について、地域住民の生活をするために悩みを主張され、そのときの請願の紹介議員として、本日の修正案の提案者も紹介議員の一人であったという経緯がございます。当然、地域住民の悩みの早期解決は可及的速やかに予算化することが当然だというふうに考えるわけですが、住民のために、請願の紹介議員である議員が地域住民の問題解消のために予算化したその議案に対し反対するという言動をどう理解するか、私はとても理解ができません。

47号の予算化は、地域住民の生活への切実な問題を解決するための執行機関の早期解決に向けた迅速な最善案というふうに思うところであり、当然、問題解決のためにはまずは予算承認に議会が決定をし、責務を果たすべきだというふうに考えるわけでございます。予算が通ら

なければこの問題は、住民生活の向上や悩みを解決することはできないというふうに考えるからでございます。

修正案の説明を聞くと、防音対策のために設置場所に疑義があるということなのではないでしょうか。提案者はそのことをただそうとしておりますが、議員にそれだけの執行権を与えられているものなのかどうなのか。それより問題なのは、修正案補正予算5号について、結果、反対という議会の仕組みを考えますと、その一つの修正案が市民生活のための重要補正予算を否定し、市民生活を脅かす言動は納得し難いというふうに指摘をしておきます。

また、この予算執行において、予算委員会で所管課から、設置箇所についてはより適切な場所を柔軟に対処するということであつたと私は認識をいたすところでございますので、まずもって早期予算の執行こそ、地域住民の切実な悩み、不安を解消する妥当な解決方法だと確信をいたし、この修正案に反対の立場で意見を申し上げます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君登壇）

○8番（岡本 詠君） ただいま、12番、永野議員よりこの修正案に対する反対討論がありました。その中で、請願の提出者がそれを解決する予算に対して反対、修正をかけるのは理解できないというふうな討論内容がありましたが、市から提案された予算案に対して、予算が上がれば何でも通すというのが議会の仕事ではありません。議会は、やっぱり予算が正しく計画された上で予算計上されているか、この判断をしていくのが議会であります。

今から理由を言いますんで、議会第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」に対する修正案について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、メジカ産業再生プロジェクトにおいて新設された浦尻共同加工施設の悪臭公害と、こちらの冷凍保管庫の騒音公害について質疑をいたしました。その中で、共同加工施設の悪臭に対する脱臭装置については、専門業者の現地調査により、その脱臭装置で間違いなく悪臭は消えると判断しているとのことでしたので、これは期待したいと認めていますが、もう一方の、冷凍保管施設の防音工事については認めることができません。

理由は、騒音の原因は冷却装置のファンの音であり、設計段階で音が上部に抜けることを想定したものの、設置した屋根の鋼材を伝って下部に騒音が発生したことが原因であり、当初の設計段階では音が基準内であつたとのことであり、また、委員会の質疑に対する答弁では、近隣の住民に迷惑がかからないよう公平性を考え、音を上に逃がす方法として、屋根の上に設置したとのことですが、現地を確認すると、屋根本体ではなく下屋と呼ばれる一段下がって突き出た出入口の雨よけの屋根の部分に設置されており、その方面に隣接している民家との距離が近く、室外機本体の音に加えて、施設の壁に音が反射して、よりその民家の方面に騒音

が大きくなることは簡単に推察できます。大きな室外機をああいっただ屋根の上に設置すれば、音は上だけではなく水平方面や下にも拡散し、通行人や向かいの民家に迷惑がかかることぐらい普通に考えれば分かると思いますが、これでは公平性どころか、わざとその位置に置いたのではないかとと言われても仕方ないと思います。

そもそも、室外機から発生する音が上に抜けるという発想が理解に苦しむわけで、なぜそのようなことが言えるのか疑問に思います。そして、そのような考えで設計した結果、残念ながら騒音公害が起こってしまって、近隣の住民に御迷惑をかけることとなってしまっているわけですから、当初の設計ミスということが言えると思います。法律の基準値を超える施設を市がつくって法律を犯しているという市の責任は重大であります。設計士が考えた設計書を見て、その間違いを市が見抜けなかった責任も大きいと考えます。

さらに施設の稼働後、騒音に対する苦情を受けて、昨年、室外機の上部にパネルをつけて防音措置をしていましたが、何の効果もなく、逆に騒音がひどくなったのではないかとの声も聞いており、この方法もその設計士が考えたのでしょうか、この措置に対する費用も無駄になっているのでしょうか。

そして今回、また、下屋の上に設置しているままの状態で室外機の振動を抑えるために防振台を固定し、3メートルの防音パネルを設置するとのことですが、本当にこの方法で騒音公害がなくなるのか。パネルを屋根に縦に置くと相当な風圧を受け、かなりの加重がかかると思いますが、台風の強風でも屋根など構造物は安全なのか。当初、そのような荷重は想定していないと思うが大丈夫なのか。重さや風で二次災害を起こすおそれはないのか。パネルを丈夫にすると基礎が重くなるが、それを屋根に乗せて大丈夫なのか。建築確認は取れているのか。下屋と呼ばれる突き出た屋根の上で幾らそのような措置を取ったとしても、あまり効果はないのではないかと。この先、老朽化した場合に事故につながるのではないかと様々な懸念が考えられます。

そして、屋根の上ではなく、施設の裏側の地面に移設することはできないか検討したのか質問したところ、設計士の判断で、今の位置で防音工事をする予算を計上したとのことでした。予算決算常任委員会において前田議員から再度この質問をしたところ、担当課長からは、今後工事をするまでの間にいろいろ検討し、裏に置いたほうがよいということであれば検討したいとの答弁がありました。しかし、これは問題があると考えます。なぜなら市の事業として計画し、予算案を上程するわけですから、設計士や業者に丸投げしてそれをうのみにし、設計士の言われたとおりにするのではなく、事業の目的を達成するためには何を調査して、どういった方法で、どの方法が一番よいのか役所としてちゃんと実態を正確に把握して、どのように改善するのか方針を定め、比較検討して騒音の軽減に有効な工事ができるよう、計画した事業とし



て提案しなければならないことは言うまでもありません。それを一旦予算案として上程しておいて、それとは違う方法がよければそちらを検討するという、有効性や安全性、経済性がしっかりと検討された工事費ではない、いいかげんな予算案を認めるわけにはならないということです。市民からお預かりをした税金を1円も無駄にすることなく、市民のためになる事業を考え、議会に提案し、議会はそれを市民の立場で考え判断し、事業化するかどうかの意思決定をしなければなりません。市のお金だから、失敗したらまた予算を取って対策をすればいいと考えてお金を使い、また失敗したらまた同じようにお金を使うそんな考えはないと信じていますが、この施設の設計の段階から騒音の問題や悪臭問題への対応を見ていると、そう言わざるを得ない予算案となっていると思います。

百歩譲って室外機を裏側に移設し、防音対策を講じるというのであればそうしていただきたいと思いますが、そのためには、この費用を削除した予算案として修正し、改めて最善の工法を検討した上で、予算案として上程し直していただくことを求めます。各議員にはこのことを熟慮いただきまして、採決をいただくよう、よろしく願いいたします。

以上、この議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」に対する修正案の賛成討論といたします。

○議長（細川博史君） 以上で、通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」採決いたします。

まず、本案に対する10番、前田 晃君ほか1人から提出された修正案について採決いたします。

本修正案のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

ただいま、議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」に対する修正案は、否決されましたので、原案について採決いたします。

議案第47号は、原案のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立多数であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

について」、議案第49号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、議案第50号「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、議案第51号「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」、議案第52号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について」、議案第66号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」及び議案第67号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」の補正予算案計7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第48号から議案第52号及び議案第66号並びに議案第67号の7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「令和3年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第54号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第55号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号「令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第59号「令和3年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の決算認定に係る議案7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第53号から議案第59号までの7件は、認定されました。

次に、議案第64号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、今9月第2回会議で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第2号「斧積地区、ウツギ新田の農地区画調査について」、採択いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択でありますので、陳情原案について採決いたします。

本件について、採択することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立なしであります。よって、陳情第2号は、不採択とすることに決しました。

ただいま、市議会議案第4号「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第4号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、弘田 条君。

(3番 弘田 条君登壇)

○3番(弘田 条君) 「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する意見書(案)」を読み上げまして、提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

自治体で働く会計年度任用職員は、2020年総務省調査によると70万人とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっている。

適切な任期・勤務条件の確保を目的に2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートしたが、依然として常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていない。とりわけ短時間の会計年度任用職員には法律上期末手当しか支給され

てないなど格差は広がるばかりである。

良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定が急務となっている。次のことが措置されるよう強く要望する。

1、短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し、地方自治法第203条の2、第204条の改正を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。

2、各自治体において、会計年度任用職員等の処遇改善促進が図られるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

3、会計年度任用職員の雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第4号について、原案に賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立多数であります。よって、市議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

ただいま、市議会議案第5号「個人情報管理事務の調査に関する決議」が提出されました。お諮りいたします。

この際、市議会議案第5号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第5号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、永野裕夫君の退場を求めます。

(永野裕夫君退場)

○議長(細川博史君) この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、弘田 条君。

(議会運営委員会委員長 弘田 条君登壇)

○議会運営委員会委員長(弘田 条君) 市議会議案第5号につきまして、案文を読み上げて提案をさせていただきます。

「個人情報管理事務の調査に関する決議」

下記により個人情報管理事務の調査に関する決議案を提出します。

#### 1、調査事項

本議会は、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 個人情報管理事務に関する事項

#### 2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、委員11人からなる個人情報管理事務調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

#### 3、調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

#### 4、調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5、調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

岡本 詠君、8番。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） 質疑、3回ですよ、トータルね。

まず1回目なんですけど、1項目めの調査事項、この中で個人情報管理事務に関する事項を調査事項と上げておられますが、何を調査するのか、その詳細についてお願いいたします。

もう一点が、この調査委員会を設置して、誰を調査対象としているのか。さっき言った何を調査するのかに入っているのかも分かんないんですけど、これどういったことがあって、何を目的としてこれを設置したいのか。

以上です。

○議長（細川博史君） 議会運営委員会委員長、弘田 条君。

（議会運営委員会委員長 弘田 条君自席）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） まず、調査項目は議運でも議論されまして、要は、市に対して事務について聞く。そして、もう一つは、永野議員に対しての詳しい説明を聞く。そして、個人情報が漏れたものについては回収するということであります。

それから、2点の調査対象につきましては、これは先ほどとも同じで、市とか、それから永野さんであったりとかということが議論されております。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） ちょっと質疑ではなくて確認したいんですけど、1つ目が市の事務についてということですね。

2つ目の永野議員の、その後が分からなかったんですけど、永野議員の何を聞くんですか。

○議長（細川博史君） 議会運営委員会委員長、弘田 条君。

（議会運営委員会委員長 弘田 条君自席）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） 永野議員に何を聞くかという。

○8番（岡本 詠君） 何て言ったか聞きたいんです。答弁がどういう言葉だったのか。

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） 永野さんにも来ていただいて詳しい話を聞くということで、あんまり詳しい話ではなかったと思いますので、そこら辺、御理解お願いします。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） じゃあ、2回目。

さっき3つ目で言った、何を目的としてこの委員会を設置するのかというところの答弁ありましたかね。何を目的としてこの委員会を設置したいのか。百条委員会を設置したいのか。

○議長（細川博史君） 議会運営委員会委員長、弘田 条君。

（議会運営委員会委員長 弘田 条君自席）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） これは、今回の個人情報について、ちょっと詳しく聞きたいということでありまして、特に主題となっております個人情報の事務に関する事項を中心に調査するというところでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） 今、これ2回目でいいんですか。2回目で確認したところなんですけど、さっきの答弁があったかどうか。まだ2回目の質疑はしていないんですけどね。2回目の質疑の途中で、さっき1回目で質疑した内容の答弁があったかどうかというのを確認したんですけど。2回目でいいですね。はい。

すみません、今答弁いただいた内容なんですけど、個人情報のことがあってということなんですけど、これ多分傍聴している市民の方聞いても意味が分からないと思うんですよ。個人情報の何があって、どういうことを目的にこれを設置したいのか、もう一回。これ2回目で聞きます。

あと、調査対象は誰を想定してるかということで、市のほうと、市長言いましたかね、市の方ですか、永野議員をとということだったんですけど、具体的に、例えば市長、副市長、担当課長であったり、永野議員と後援会事務所の方であったりとか、そういうのを聞いたかったんですけど。2回目ね。

○議長（細川博史君） 議会運営委員会委員長、弘田 条君。

（議会運営委員会委員長 弘田 条君自席）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） 1点目の個人情報の内容ということで、今回は、特に名簿を使ったということでもありますので、そのことについてになるかと思えます。

そして、調査の対象については、やっぱり詳しくは委員会でもなかったもので、今後、もし設置されて、その場の中でやっぱり議論していただいとということになるかと思えますので、議運の中では詳しい話にはなかったと思えます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。  
（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） 調査対象の件は議運でもまだ上がってなくて、今から考えるということでした。

何を目的としてというところが、あんまり具体的に明確に示されてなかったように思いますが、今の答弁で。1回目の答弁と似たような感じで。どういう事案があって、それを解決するためにこの調査委員会を設置するんだらうと思うんですけど、そこまで言わないとちょっと分からないと思えますけど。3回目。

○議長（細川博史君） 議会運営委員会委員長、弘田 条君。  
（議会運営委員会委員長 弘田 条君自席）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） 今回問題となったことが、個人情報の流出でしたよね。そのことについてもっと詳しく、また委員の中には、まだ説明が足りんとかいうようなものがあったんですけど、あまりそこまで詳しくは話さずに、要は、委員会ができたとしたらそこで詳しくもうやってくださいというような話合いとなっていましたので、そういったことにならうかと思えますので、ということをお願いしたいと思えます。

○8番（岡本 詠君） 質疑はしません。確認したいんです、答弁の。いいですか。質疑は3回目終わったんで、今言われた答弁の言葉が聞き取りにくい部分があったんで、どういう言葉を発したのか確認したいんですけど、いけませんか。

○議長（細川博史君） 確認ですね。  
（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） はい、確認。

最初のほうで言われた個人情報の流出があったこの件について調査するということいいですか。

○議長（細川博史君） 議会運営委員会委員長、弘田 条君。  
（議会運営委員会委員長 弘田 条君自席）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） それもそうだと思います。対象になると思えます。

○8番（岡本 詠君） 了解です。



○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君自席）

○6番（吉村政朗君） そもそも、この本決議案は、俗に言う百条委員会の設置案ということだと思いますが、今月の14日に議会運営委員会が開かれまして、否決されたと聞いておりました。今回、また再議されて、可決ということになったわけですが、その理由を委員長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 議会運営委員会委員長、弘田 条君。

（議会運営委員会委員長 弘田 条君自席）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） 吉村議員の言われるとおりでして、14日の金曜日に議運を開きまして、そのときは議会運営委員会では提案しないということになったがですけど、後ほど、採決の仕方であらうもう一度確認してくださいということがありまして、全国の市議会議長会に聞いたところですね、対象となる議員さんがおつらいかんで、除斥するが妥当やったということが後ほど分かりまして、それで、それやったらやっぱりいかんかったねということで、それで議長とも相談しまして、やっぱり再議をして、また今日の午前中にし直そうということで、それで、そのことについてはやっぱりもう一度やり直したいということを確認して、それで再度採決をして、また議会運営委員会で提出するという運びになりました。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君自席）

○6番（吉村政朗君） 大体分かりましたが、その地方自治法の117条ですかね、それに抵触するおそれがあったと、本来ならば退席して、その採決に参加するべき者でない者がいたということで再議されて、その結果、否決だったものが可決に変わったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（細川博史君） 議会運営委員会委員長、弘田 条君。

（議会運営委員会委員長 弘田 条君自席）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） 吉村さんの言うとおりで、ちょっとそのときに、金曜日についてはそういうふうになったんですけども。繰り返しになりますけど、もう一度確認してみたら、やはり対象となる委員さんが除斥するのが妥当だという回答をいただきましたので、それやったらやっぱりやり方に問題があったということをおもいましたので、それでやっぱりもう一度やるべきやというふうに思いまして、議長さんにも相談させていただいて、それで日を変えてまた今朝やらせていただきました。

以上です。

○議長（細川博史君） ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、新谷英生君。

（1番 新谷英生君登壇）

○1番（新谷英生君） 会派、希望の新谷英生です。

ただいま決議されました個人情報管理事務の調査に関する決議の賛成の立場で討論を行わせていただきます。

ただいま決議された議案ですが、今議会大変注目された令和4年8月28日に執行された土佐清水市議会選挙に際しての、事務分掌表の個人情報の不正利用についてのための調査特別委員会の決議が議会運営委員会の委員会発議で提出されたことは、まずもって市議会議員の一人としてうれしく思います。

これは、9月13日高知新聞、高知放送やNHKのテレビでの報道、ネットニュース等で取り上げられ、9月14日朝日新聞、毎日新聞等での報道、あわせて9月の26日の高知新聞のコラム、9月27日の高知新聞等の報道で土佐清水市及び土佐清水市議会が、市外、県外に大きく取り上げられ、市の信用を大きく揺るがし、失墜さす事件でありました。

今議会で、9月の26日の再開日に、市長が提案理由説明の中で陳謝があり、その日に行われた議員の全員協議会でも永野議員からの説明と陳謝がありました。一般質問では、4氏が質問を行い、おおよその内容ややり取りは理解できましたし、市の今後の対応、対策もされています。しかしながら、真相の解明、全て事実確認が取れたとはまだまだ言えないという思いからと、事件からおおよそ1か月半がたちながら、このまもうやむやになってしまうかということをお大変危惧をしております。

今回の件は、土佐清水市で起きた政治不信につながる大きな事件であり、市民が市政や市議

会に対しての大きな失望を感じざるを得ない問題と思います。この市の失われた信用を取り戻すことは、スピード感を持って一日も早く事実確認を行い、真相を解明し、責任の所在をはっきりされて、市民が納得いく説明がされること、そのことが土佐清水市議会に今問われていることと思います。このままずるずると先延ばしがすることなく、事実確認のために与党、野党、政党の垣根を越えて、市議会として、議員の一人として、でき得る最善を尽くす意味でも百条委員会、特別調査委員会の設置もやむを得ないことだと感じております。決して犯人捜しという意味ではなく、事実を確認するそのことを一番に望んでおります。私の思いは皆様も同じではないかと思いますが、罪を憎んで人を憎まずです。

今回の事件は、市議会の自浄能力にも大きく注目がされていることとも思います。一日も早い信頼回復のため、何より事実を確認することのためにこの決議案の設置に賛成をさせていただきます。議員の皆様、ぜひ御検討のほどよろしく願いいたします。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君登壇）

○8番（岡本 詠君） 私は、個人情報管理事務の調査に関する決議案について、賛成の立場で討論をいたします。

賛成の理由は、この後討論される前田議員がほとんどのことを述べられると思いますので、私は簡単に説明をさせていただきます。

まず、この事案の原因と言われている永野裕夫氏から、全員協議会の場で一定の説明もありましたが、その経緯や詳細については答えられないとのことでした。これでは市民に対して納得のいく説明となっていないと思います。市職員の漏えいしてしまった個人情報現在もどうなっているのか、本人からは市へ返還したという話を聞いておりますが、幾ら口頭でそのような話を聞いたところで、漏えいした個人情報の回収と全容の解明には至っていないと思います。

そして、市に対しては、先日の一般質問において、市職員等の個人情報の取扱いについて、その根拠法令等を確認していたのですが、堂々巡りとなり、市民に対して明確な答弁はなかったように思います。市職員等の全員の約400名の個人情報が第三者に渡っている中で、メールを受け取った152名にしか、その経緯の説明と謝罪もされておらず、この事案の重大さを認識していないように思います。市民に対して納得のいく説明と解決方法もいまだ示されていないようですし、個人情報が漏えいされて、さらに不正利用されてしまった市職員等の気持ちを考えると、憤りや不安で仕方ないと思います。市が進めないのであれば、議会で一刻も早くその全容を解明し、全てを報告しなければならないと考えます。

以上の理由により、個人情報管理事務の調査に関する決議案に対して、賛成の立場で討論いたします。議員各位には熟慮いただき、採決をいただきたいと思います。よろしく願い

たします。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 会派、市民のこえの前田晃です。

議会運営委員会提出の個人情報管理事務の調査に関する決議、すなわち百条委員会の設置に賛成の立場で討論を行います。

先の市議会議員選挙で、市役所で使われている事務分掌表が選挙活動に不正利用された問題は前代未聞の不祥事であり、個人情報を使われた市職員、市民への人権侵害であるとともに、市政に携わる皆さんの名誉を著しく傷つけ、信用と信頼を失墜させる重大な問題だと言えます。個人情報の事務分掌表を元議長に提供した市長とそれを不正利用した永野元議長は、ともに個人情報の管理責任が厳しく問われなければなりません。両氏ともにまず事実関係を関係者及び市民に明らかにして、しっかりと説明責任を果たした上で、謝罪と今後の対策を示すことが必要だと思います。

そして、一般質問でも指摘をさせていただきましたけれども、この問題の責任の所在と責任の取り方を明確にすべきだと考えます。しかしながら、この間の一般質問での市長の答弁でも、また全員協議会での永野元議長の説明でも、残念ながら納得できるような答弁や説明はなく、事実関係の確認、究明には程遠い課題の残る内容となりました。

事実関係を明らかにするために確認、究明されなければならない課題としましては、例えば、市長においては事務分掌表を個人情報の登録簿に登録していない理由と、庁内の個人情報の管理の在り方が明らかにされなければなりません。また、事務分掌表を元議長に提供した納得のできる説明、それは、防災緊急時になぜ議長に職員400名の名簿が必要なのかという説明がなされなければなりません。そして、元議長に提供した個人情報が選挙活動に不正利用される結果を招いたことに対する市長の責任も明らかにされなければなりません。

また、永野元議長におきましては、事務分掌表の提供を要請した理由の説明、それは、防災緊急時になぜ上司でもない議長に職員400名の名簿が必要なのかという説明がなされなければなりません。また、選挙事務所に事務分掌表を保管した理由と、誰でも自由に閲覧できる状態にしていた理由が説明されなければなりません。さらに、永野選対の役員、後援会員、支持者、事務員の役割とともに、とりわけ後援会員でない支持者が独断で事務員に指示をしてショートメールを送らせたとする経緯から明らかにされなければなりません。加えて、ショートメールで使用されたあいうえお順に加工された名簿と作成者及び提供された名簿の返却、加工された名簿の回収状況、流出の可能性などが明らかにされなければなりません。そして、個人情報の流出と不正利用に対する永野元議長の責任が明らかにされなければなりません。究明すべ

き課題はまだ多くありますけれども、市長と元議長の答弁や説明だけでは事実関係が曖昧で分からないことがあまりにも多過ぎます。

これらの疑問点を明らかにするには、本人の弁明や一般質問、常任委員会の調査では不十分であります。強い権限で関係者の証言や関係資料の提出等を求めることのできる強制力のある百条委員会を設置することがどうしても必要となります。この決議案では、百条調査権を持つ特別委員会で調査する事項は、個人情報管理事務に関する事項としております。私は、午前中の議会運営委員会でも申し上げましたけれども、具体的には、三つの調査が必要だと考えています。

一つは、市の個人情報の管理に関する調査です。登録簿の提出などはここに含まれると考えます。

二つ目は、永野元議長の個人情報の管理に関する調査です。これまでの議運でも、百条調査権の及ぶ範囲は自治体の事務であるので、議長、議員の調査はできないのではないかとという疑問もありましたけれども、そんなことはありません。本市の個人情報保護条例第2条4項には、市長や教育委員会などとともに、議会も個人情報を保護、管理をする実施機関として位置づけられておりますので、議長職、議員も当然調査の対象となります。個人情報の提供を受けた永野元議長は、百条委員会の調査対象となります。設置される百条委員会の調査の核心は、言うまでもなく永野元議長の個人情報の管理に関わる調査ですから、永野元議長の調査を欠いては、百条委員会設置の意味はありません。もちろん、刑事罰を背景に、強力な権限を持つ百条委員会は証人の人権に配慮した調査となることは言うまでもありません。

三つ目は、流出した個人情報の回収に関する調査です。永野元議長を通して流出した個人情報の回収が完了しない限り、個人情報の不正利用の問題が解決したことにはなりません。

以上のとおり、百条委員会では、この三つの事項の調査が必要だと考えますけれども、この点は、先の議会運営委員会でも確認をされたところであります。

最後になりますけれども、今回の問題が元議長の関わる不祥事であるだけに、私たち議員や市議会に対する不信と批判の声が多く聞こえてきます。その一方で、議会の自浄能力に期待をする声も聞かれます。一般質問でも触れさせていただきましたけれども、私たちは新細川議長を先頭に、法令遵守の議会活動及び議員活動を進めるとともに、市民の信頼を回復する議会づくり、議会改革にしっかりと取り組むことが求められていると思います。議会に対する市民の批判と期待に耳を傾け、百条調査権を使って、議会自らの力でこの問題の真相を究明することは、市民から負託を受けた私たち議会に課せられた責務ではないでしょうか。議会の責任で、個人情報の不正利用の事実関係を明らかにする百条委員会を設置し、党派、会派を超えて一致した真相究明の取組を期待しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（細川博史君） 以上で、通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第5号「個人情報管理事務の調査に関する決議」について、原案に賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立同数であります。

ただいま報告いたしましたとおり可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

市議会議案第5号「個人情報管理事務の調査に関する決議」については、議長は否決と採決いたします。

永野裕夫君の入場を求めます。

（永野裕夫君入場）

○議長（細川博史君） この際、休憩いたします。

午後 3時20分 休 憩

午後 3時24分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第2「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 御苦労さまでした。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月26日、9月会議再開以来、22日間にわたり熱心に御審議を賜り、心からお礼を申し上げます。

また、御提案申しあげました議案につきましては、全て可決、承認をいただき、重ねて厚くお礼申しあげます。

今議会で議員の皆様から執行部に寄せられた御意見、御提案に対しまして、真摯に受け止め、これからの行政運営に活かしてまいりますので、今後とも、御指導のほどよろしくお願い申しあげます。

最後になりますが、第8回土佐清水市ジョン万祭り及び足摺宇和海国立公園50周年記念式典などのイベントが11月12日、13日に開催されます。ぜひ市民の皆様の御参加を心よりお願い申しあげ、簡単ではございますが、散会に当たっての御挨拶といたします。

ありがとうございました。

**○議長（細川博史君）** これをもちまして、令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議を終了いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時27分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員